

きるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することができません。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

\*e-Taxの利用に際しては、マイナンバーカードの取得、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

◆医療費控除を受けるための手続きが変わりました。平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費の領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提

示又は提出しなければなりません。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（通知の記載内容によっては使用できない場合もありますのでご確認ください。）

\*平成29年分から平成31年分までの確定申告については、平成28年分までと同様に、医療費の領収書の添付、または提示することもできます。

◆財産債務調書及び国外財産調書の提出について、所得税などの確定申告書を提出しなければならぬ一方で、平成29年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有

する方は、「財産債務調書」を3月15日（木）までに提出をお願いします。また、平成29年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、3月15日（木）までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

◆社会保障・税番号制度の導入について、社会保障・税番号制度（マイナンバー・個人番号）の導入により税務署にご提出いただく所得税などの確定申告書については、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

なお、e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。また、税務署窓口で確定申告書

交通災害共済

「ちょこっと共済」(東京都市町村民交通災害共済) - 2月から申し込みを開始します -

平成30年度「ちょこっと共済」の加入申し込み方法は、つぎの2通りです。

- ◎ 自治会を通じた申し込み
◎ 役場住民課窓口、古里出張所窓口、または臨時受付窓口にて、直接個人で申し込み

「ちょこっと共済」は強制ではありませんので、加入される方はどちらかの方法で申し込んでください。なお、加入申込書は2月初旬に自治会を通して配布します。また臨時窓口の開設日と会費など詳細については、広報おくとま2月号でお知らせします。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

を提出される際には、番号確認及び身元確認に時間を要しますので、あらかじめマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの書類を事前に用意ください。
国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】内の「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」内

0178（無料）